

市独自の

新型コロナウイルス感染症対策事業

新型コロナウイルス感染症により、外出自粛、特定事業者に対する休業要請、学校や幼稚園・こども園等の臨時休業など、日常生活や経済活動に多大な影響が出ています。

市は、これらの影響を受けているみなさんや企業を支援するため、合計約2億8,000万円規模の独自支援事業を行います。



市内全用途の水道料金・下水道使用料の基本料金を2か月分免除

生活支援として、市内全用途の水道料金・下水道使用料の基本料金全額を2か月分免除します。下記減免期間分の請求から基本料金分を差し引きますので、申込は不要です。

減免期間

- ▷奇数月検針地区:7月検針分(5・6月使用分)
- ▷偶数月検針地区:8月検針分(6・7月使用分)

減免額の例

- ▷メーター口径20mmの場合
(水道基本料金870円/月+下水道使用料金基本料金840円/月)×2か月=3,420円(税抜)
- ▷メーター口径13mmの場合
(水道基本料金770円/月+下水道使用料金基本料金840円/月)×2か月=3,220円(税抜)

☎水道局総務課お客様サービス係 ☎891-0016

対象児童1人1万円のおりひめ子育て支援臨時特別給付金を給付



外出自粛や学校・幼稚園・こども園の臨時休業により、自宅にいることを余儀なくされた子育て世帯を支援します。申込等は原則不要です。対象者には6月中旬に案内を郵送しています。

※公務員への案内送付は、後日になります。

支給対象 国制度による「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」を交野市から受給する人(令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付のみ、特例給付を除く)を受給しており、国制度の給付金を受給拒否していない人)

対象児童 児童手当の令和2年4月分の対象となる児童(同年3月まで中学生だった児童(新高校1年生)も含む)

給付額 対象児童1人につき1万円

給付時期 7月中旬までに児童手当受給口座へ振り込み予定。

☎子育て支援課 ☎893-6406

新型コロナウイルス感染症に関する融資を受けた事業者に10万円の中小企業者等事業継続支援金を支給



新型コロナウイルス感染症に関する大阪府制度融資等を活用し、事業の継続に取り組む市内事業者に、支援金を支給します。

支給額 1事業者あたり10万円(1回限り)

対象 次の要件①②を全て満たす事業者

要件① 新型コロナウイルス感染症に関して、次のいずれかの融資を受けていること

- ▷セーフティネット保証4号、5号または危機関連保証に係る融資
- ▷新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫または商工組合中央金庫)
- ▷小規模事業者経営改善資金融資(通称:新型コロナウイルス対策マル経)(日本政策金融公庫)
- ▷その他、新型コロナウイルス感染症に係る日本政策金融公庫または商工組合中央金庫の融資

要件② 市内に主たる事業所を有していること(法人は市内に本店を有していること)

必要書類 ①金融機関から対象融資を受けたことを証明する書類

②交野市内に事業所を有することを証明する書類

③支援金の振込先口座が確認できる書類

※具体的な必要書類の内容については、申請書またはホームページをご確認ください。

申込 12/28(月)〈消印有効〉までに申請書(ホームページからダウンロード)と必要書類を郵送で地域振興課事業継続支援金担当 ☎576-8501(住所記入不要)

※申請書類は、簡易書留やレターパックなど、市役所への到着が確認できる方法で郵送してください。

ホームページ <https://www.city.katano.osaka.jp/corona/2020060200026/>

☎地域振興課 ☎892-0121

感染防止策を講じて事業継続をしている介護保険・障がい福祉サービス事業所に5万円の特別支援金を支給



高齢者や障がい者(児)の生活に必要なサービスを提供するため、緊急事態宣言期間中も含め、新型コロナウイルス感染防止策を講じて事業継続をしている市内の介護保険・障がい福祉サービス事業所に特別支援金を支給します。

支給額 サービス種別ごと5万円

申込 8/31(月)〈消印有効〉までに、申請書(ホームページからダウンロード)を郵送で各担当

☎(介護保険サービス事業所特別支援金)高齢介護課 ☎893-6400

(障がい福祉サービス事業所特別支援金)障がい福祉課 ☎893-6400

●その他、実施済みの取り組み

- ▷市長等特別職の給料と、市議会議員の報酬を2か月間10%減額(市長等特別職は、すでに減額していた5%を含む)
- ▷認定こども園等の保育料や放課後児童会の会費の日割り減免